

代官山斎苑

利用のご案内

「代官山斎苑」は、近代的な建築に加え、最新の技術と設備を備えております。

この施設は、緑豊かな周辺環境に調和しながら、人生の終焉の場にふさわしく、遺族の方々が安らぎと追想のときをお過ごしいただけるよう十分配慮されております。

火葬炉は環境保全を重点に考え、火葬時間も短縮され、

さらに待合室も設置して収骨までの間お待ちいただけるようになっております。



利用手続

■火葬の前日までに

死亡届、申請者の印鑑、代官山斎苑の使用料をご持参のうえ、所管の市の窓口へ届け出てください。その場で火葬日時の予約を行うこともできますが、管内の方については事前に葬儀業者（登録業者）を通じて仮予約をされると便利です。その場合、死亡届の受付時に本予約を行います。本予約をされた時点で「火葬許可証」および「代官山斎苑使用許可書」を交付します。

【届出窓口】坂井市三国総合支所市民課・あわら市市民生活課

■火葬当日

代官山斎苑の事務所に「火葬許可証」および「代官山斎苑使用許可書」を必ずご提出ください。許可証等のご提出がないと火葬できませんのでご注意ください。

使用料

■火葬および霊柩車 使用料

区 分		単 位	管内住民	準管内住民	管外住民
火 葬 炉	12歳以上	1 体	10,000円	20,000円	40,000円
	12歳未満	1 体	5,000円	10,000円	20,000円
	妊娠4か月以上の胎児	1 体	5,000円	10,000円	20,000円
	身体の一部	1 件	1,000円	2,000円	4,000円
	産汚物等	1 件	1,000円	2,000円	4,000円
霊 柩 車		1 件	18,000円		

■待合室 使用料

区 分	種別	定員	単 位	管内住民	準管内住民	管外住民
待 合 室	A	24名	2時間	2,000円	4,000円	8,000円
	B	18名	2時間	2,000円	4,000円	8,000円
	C	12名	2時間	1,000円	2,000円	4,000円
	B+C	30名	2時間	3,000円	6,000円	12,000円



待合室A



待合室B+C

【ご注意】

1. 管内住民とは、死亡者または火葬許可申請者が坂井市三国町またはあわら市に住民登録または外国人登録されている方です。
2. 準管内住民とは、坂井市丸岡町、春江町、坂井町に住民登録または外国人登録されている方です。
3. 管外住民とは、あわら市および坂井市以外の方です。
4. 霊柩車の運行区域は管内（坂井市三国町およびあわら市）に限ります。
5. 待合室の予約は、坂井市三国総合支所市民課、あわら市市民生活課および市民生活課芦原分室へお申し込みください。
6. 待合室ご利用時の飲食等の準備は、利用者側でお願いします（湯茶の準備のみ整っております）。また、ご利用後の後片づけや、ごみの始末等も併せてお願いします。なお、ご利用後は係員に連絡し、使用後の確認を得てください。
7. 館内は禁煙となっております。おたばこは、指定の「喫煙コーナー」でお願いします。

副葬品について

副葬品の中には、火葬炉の故障の原因となったり、大切な遺骨を汚損する場合がありますので、次の物はお棺に入れないようご協力をお願いします。

不燃物・高発熱物	メガネ、金属類、プラスチック製品、ガラス製品、ビニール製品、ゴルフクラブ、貨幣等
危険物	スプレー缶、ライター、電池、香水
その他	布団、毛布、綿、書籍、大量の食べ物

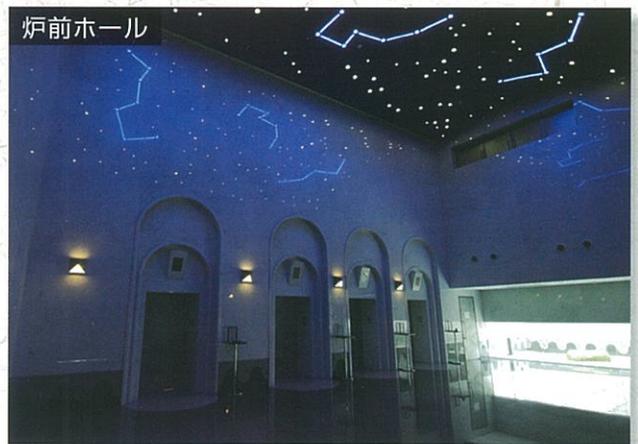
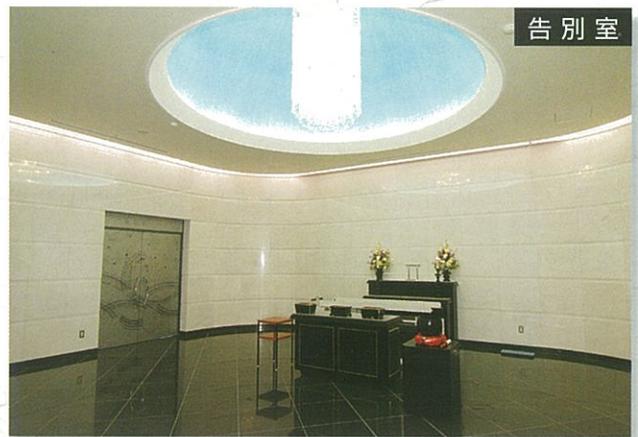
注意：ご遺体にペースメーカーが装着されている場合は、係員にお申し出ください。

出 棺

1. 斎苑の円滑な運営のため、指定された出棺時間をお守りください。
2. 棺にドライアイスが入れられている場合は、出棺前に取り除いてください。
3. お骨壺は、出棺の際にご持参ください。

告 別

1. 斎苑に到着しましたら、係員がお棺を棺台車にお乗せしてから、告別室にお進みください。
2. 僧侶がおみえの時は、ここで読経をしてください。
3. 告別室にて、ご焼香、ご遺体との対面等最後のお別れをして頂き、炉前ホールへお進みください。



火 葬

1. 炉前ホールにて、棺が火葬炉に入るのをお見送りいただき、代表の方に点火していただきます。
2. 火葬に要する時間は、約1時間40分です。

収 骨

1. 収骨の際は、係員がご案内し、手順についてご説明いたします。
2. 収骨を待つ間、待合ロビー（無料）または、待合室（有料）にてご休憩ください。



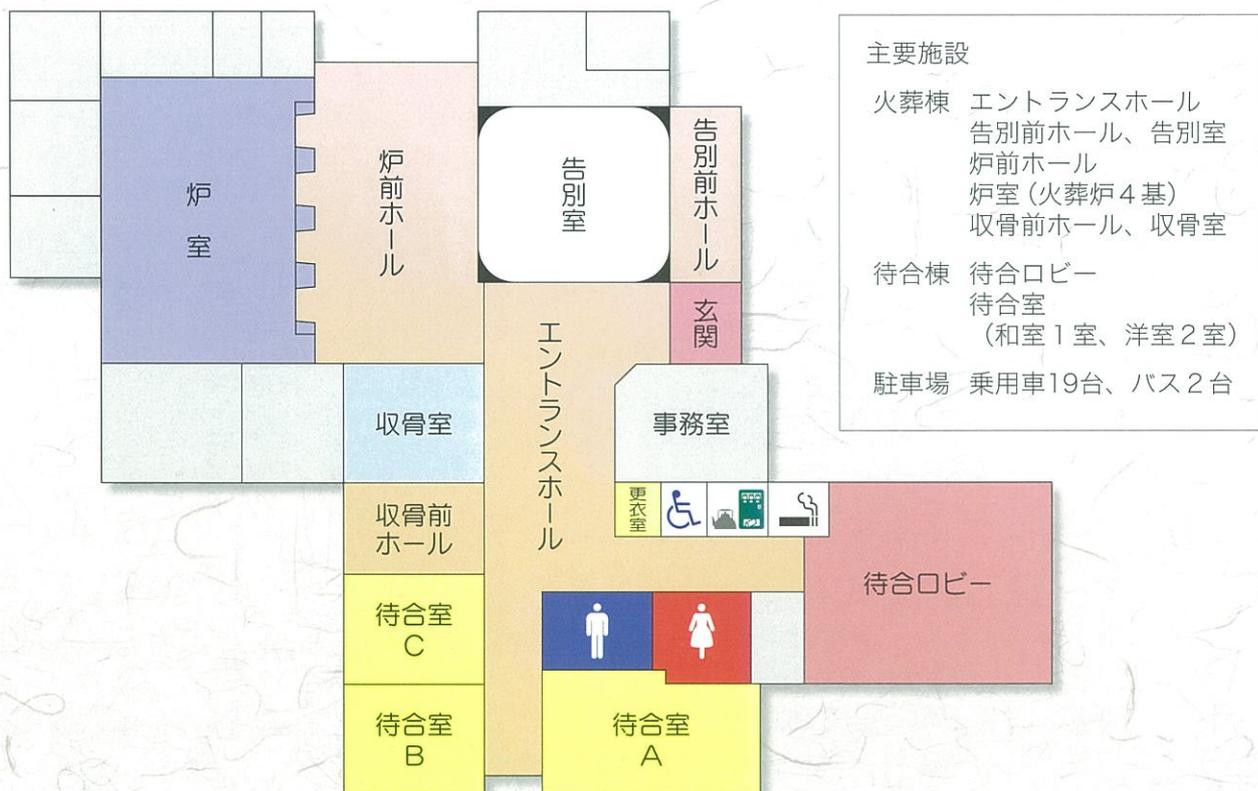
開館時間

午前9時から午後5時
火葬受付…午前10時30分から午後2時30分まで（1時間毎に1件）

休館日

1月1日から3日およびその他施設の維持管理上、管理者が必要と認めた日

館内図



施設案内図



【所在地】代官山斎苑

〒913-0001

福井県坂井市三国町池上第87号17番地

TEL・FAX (0776) 81-9777

火葬・施設のご予約、お問い合わせは…

- 坂井市役所三国総合支所 市民課
- あわら市役所 市民生活課（窓口グループ）

TEL (0776) 82-8902

TEL (0776) 73-8014

代官山墓地のお問い合わせは…

- 坂井地区広域連合 環境衛生課

TEL (0776) 91-3308【直通】

事務局 坂井地区広域連合 環境衛生課

〒919-0526 福井県坂井市坂井町上兵庫第40号15番地

TEL (0776) 91-3308【直通】 FAX (0776) 73-3306



代官山墓地

使用申し込みのご案内

坂井地区広域連合



お貸する墓地の区画数と使用料

平成18年4月1日

区 画	使用料等	使用料	維持費
4.0m ² (2.0m×2.0m)		172,000円 (206,400円※3)	31,000円 (37,200円※3)
6.0m ² (2.0m×3.0m)		228,000円 (273,600円※3)	37,000円 (44,400円※3)

※1 申請時に使用料を納めることで永代使用できます。維持費については永代ではありません。条例等の改正により徴収することがあります。

※2 墓地の使用は使用者1人につき1区画です。

※3 使用許可の要件の2に該当する人は当該使用料等の2割増です。

使用許可の要件

1. 坂井市三国町・あわら市に住んでいる人
2. 坂井市三国町・あわら市に本籍、または墓地を有する人

申し込みに必要なもの

1. 住民票抄本又は戸籍謄本・抄本
2. 印 鑑
3. 使用料等

お墓を建てる場合は…

お墓を建てる場合は、つぎのように制限を設けておりますので十分にご注意ください。

- ①お墓は、使用許可期日後3年以内に建てなければ、使用許可を取り消すことがあります。
- ②碑石は、1区画に1基です。
- ③碑石等の設置について

区 画	碑石等の高さ	台石背部と境界ブロックまでの間隔	土台又は盛土の高さ
4.0m ²	2.0m以内	25cm以上	30cm以内
6.0m ²	2.5m以内	30cm以上	30cm以内

(1)碑石の形状は、自由とするが、全体の調和を保つものであること。

(2)使用地内の植樹については、常に高さ1m以下に整形できる樹種を選ぶこと。

(3)使用地内には、上屋類、へい類(板塀、コンクリートブロック塀等)及び竹垣は、設置しないこと。

④碑石等の工事、使用权の継承、代理人の選定、住所等の変更、使用墓地の返還等をするときには、手続きが必要です。

⑤その他、墓地の使用については、代官山墓地設置及び管理条例、同条例施行規則により定められています。

墓地貸付地配置図



静かに佇む丘陵地は
時が止まり
澄んだ空気が流れる



緑にかこまれた静かな環境の墓地です。



位置 福井県坂井市三国町池上87号42番地
交通 えちぜん鉄道「あわら湯のまち駅」よりタクシーで約5分
JR「芦原温泉駅」よりタクシーで約15分

お問い合わせ・お申し込み
坂井地区広域連合 総務課
TEL (0776) 91 - 3308【直通】